

## 区内保育園における細菌性赤痢の発生と対応状況について

### 1 細菌性赤痢の発生状況

- ・平成 30 年 10 月 12 日（金）、区内保育園の通園児 1 名が細菌性赤痢と診断され、医療機関から保健所に対し発生届の提出があった。その後、当該保育園の他の園児や当該保育園関係者において感染が確認されており、区は、現在まで感染者への対応と新たな感染の予防に努めている。
- ・これまでの感染者数は 36 名（園児 28 名、園職員 4 名、園児保護者 4 名）であり、重症者は確認されていない（11 月 12 日（月）現在）。

### 2 保健所の対応

- ・保健所は、10 月 12 日（金）に発生届の提出を受けたことから、当該保育園及び感染児宅を訪問し、保育園と感染児宅の消毒命令を行うとともに、感染児家族の健康診断を勧告した。
- ・10 月 19 日（金）から、当該保育園の全園児・職員全員の健康調査と検便を行い、21 日（日）には保育園の徹底した消毒を実施した。
- ・10 月 23 日（火）には東京都と同時に細菌性赤痢の発生について報道機関に発表し、区の公式ホームページに掲載するなど事実経過の公表と、感染予防について注意喚起を行った。なお、当該保育園の検食（調理済みの給食）について検査した結果（10 月 2 日から 5 日、10 月 12 日から 16 日、計 7 日分）、及び調理従事者の検便の結果がすべて陰性であったことは、10 月 24 日（水）に判明している。感染源は現在調査中である。

### 3 当該保育園の対応

- ・10 月 21 日（日）に保健所と合同で保育園の消毒を実施した。
- ・集団保育に伴う更なる感染拡大を抑制する観点から、10 月 22 日（月）に保護者に対して登園の自粛を依頼した。
- ・10 月 27 日（土）から 10 月 29 日（月）までの間休園し、すでに実施している保育園の消毒を休園期間中に再度実施した。

#### 4 関係部局の主な対応

##### (1) 近隣地域における区の事業の一部中止

感染経路や規模等が不明であったため、感染拡大を防止する観点から、当該保育園の園児・家族が参加する可能性のある事業（学童保育クラブ連合スポーツ大会の一部 10月20日（土）、小学校の学校公開・説明会 10月27日（土））を中止した。

※地域団体や法人などが実施する一部の事業も自主的に中止となった。

##### (2) 保育園をはじめとする区民が利用する施設長等への周知と利用者に対する注意喚起

保育園、区立小中学校をはじめとする区内の児童・生徒の利用施設長（管理者）及び保護者に対し、細菌性赤痢の発生の周知と感染予防について通知し、福祉施設、体育施設等区有施設の施設長（管理者）、住区住民会議、町会・自治会等区内の主な団体に対しても同様に通知した。

##### (3) 当該保育園通園児世帯への支援

当該保育園登園自粛中の世帯に対し、保護者がベビーシッターを利用した際の費用助成制度を実施している。

##### (4) その他の対応

公園利用者の不安解消を図るため、近隣の児童遊園のトイレの消毒を実施した。

#### 5 今後の対応について

- ・ 10月22日（月）に13人の発生届が提出され、感染者数が21人となったのを境に、発生届の提出数は減少傾向にある。今後、新たな感染者の届け出があった場合は、治療の勧奨とともに、手洗い指導と家庭内等の消毒について指導を徹底するなど、引き続き、感染拡大防止策を行う。
- ・ 区としては、当分の間、区民向けの注意喚起など現行の感染予防の対応を継続する。当該保育園関係者以外に感染者が発生する等、属性が変化した場合には、検査対象を拡大するなど対応策の強化を図ることとする。